二　申請者以外の者が操作用無線設備等の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る次に掲げる書類
イ　当該管理を行う者が個人である場合は、次に掲げる書類
(1)　住民票の写し又はこれに代わる書類
(2)　法第五条第一号から第四号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
ロ　当該管理を行う者が法人である場合は、次に掲げる書類
(1)　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
(2)　法第五条第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
三　申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る法第二十一条第四項の認定証の写し
四　地球周回人工衛星に搭載された制御装置によって衛星リモートセンシング装置の地上放射等電磁波を検出する機能を作動させる時間、検出情報電磁的記録を地上に送信する時間、それらの送信の際に用いる通信の方法及び対象物判別精度の決定その他の衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な指令を自動的に計画し、判断し、又は管理し、当該指令に基づく信号を当該衛星リモートセンシング装置に送信する機能（人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能を含む。）を有する場合にあっては、当該機能の説明が記載された書類
五　［略］

3　法第四条第二項第八号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
一　衛星リモートセンシング装置の使用に係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所
二　主要出資者（出資の総額の百分の十以上の出資を有している出資者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、出資比率及び国籍
三　操作用無線設備等、受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図
四　衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法
五　法第八条第一項及び第二項に定める不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置

（法第六条第二号等の内閣府令で定める措置）

第七条　法第六条第二号及び第二十条の内閣府令で定める措置は、次の表の上欄に掲げる衛星リモートセンシング記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

衛星リモートセンシング記録の区分	措置
一　生データ	イ　組織的安全管理措置 (一)　［略］ (二)　衛星リモートセンシング記録を取り扱う者（衛星リモートセンシング記録の取扱い業務の全部又は一部を他の者に委託する場合には、当該業務の委託に係る契約において委託を受けた者を含む。以下この項において同じ。）の責任及び権限並びに業務を明確にしていること。 (三)・(四)　略 (五)　衛星リモートセンシング記録の取扱い業務の全部又は一部を他の者に委託する場合には、当該業務の委託に係る契約において委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

六　［同上］

［項を加える。］

（法第六条第二号等の内閣府令で定める措置）

第七条　法第六条第二号及び第二十条の内閣府令で定める措置は、次の表の上欄に掲げる衛星リモートセンシング記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

衛星リモートセンシング記録の区分	措置
一　生データ	イ　組織的安全管理措置 (一)　［同上］ (二)　衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の責任及び権限並びに業務を明確にしていること。 (三)・(四)　同上］ ［加える。］